

資料提供	
12年10月20日 19時	
担当課	土木部建築課
電話	7697

建築士ボランティアパトロール班 調査（応急危険度判定）の最終結果について

- ◆ 今回の鳥取県西部地震により被害を受けた建築物の安全確認を行うため民間設計事務所の建築士等（応急危険度判定士）が7日から13日まで米子市、境港市、西伯郡、日野郡の14市町村のパトロールを実施した。
- ◆ 13日時点で市町村が要望を受理していたもの、14日以降個別に米子土木事務所建築住宅課に若干要望が寄せられたものについて、20日までに処理を完了した。

最終の調査結果については下記のとおり
（市町村別詳細別紙）

調査日時	調査件数	判定結果件数		
		危険 (立入禁止)	要注意	調査済 (安全)
10月13日までの 調査分 (約150名-4,300人)	3,718件	420件	1,349件	1,949件
10月14~20日 調査分	131件	15件	46件	70件
合計	3,849件	435件	1,395件	2,019件

(注)本調査は、調査希望のあった建物・判定の必要がありそうな建物に対してのみ行ったものであり、その地域全体の被害を表したものではない。

2

市町村	調査件数										判定結果件数																											
	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14~20日	小計	危険（立入禁止）										要注意									安全（調査済）									
										7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14~20日	小計	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14~20日	小計	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14~20日	小計		
米子市	317	47	139	56	71	62	47		739	6	7	7	0	3	2	5		30	11	25	60	19	37	36	25		213	300	15	72	37	31	24	17		496		
境港市	50	146	88	4	22	118	92		520	25	33	36	3	4	11	9		121	12	37	40	0	14	35	27		165	13	76	12	1	4	72	56		234		
西伯郡	西伯町	19		54	76	39	12	0	202	0		7	6	3	3		19	5		24	24	24	6		2	85	14		23	46	12	3		98				
	会見町	29	2	28	22	8	1	10	114	1	0	8	7	0	0	1	2	19	8	2	18	12	0	0	2	4	46	20	0	2	3	8	1	7	8	49		
	岸本町	33	18					3	1	55	0	1					0	1	10	1					1	1	13	23	16						2		41	
	日吉津村	33							33	1								1	24								24	8									8	
	淀江町	16	30					3	49	4	3					0		7	1	17					2		20	11	10						1		22	
	大山町	11	3					1	15	1	0					0		1	6	1					1		8	4	2						0		6	
	名和町	22							22	0								0	0								0	22										22
	中山町	9							9	0								0	0								0	9										9
日野郡	日南町	7	12		6			25	4	2		1					7	1	7		4						12	2	3		1						6	
	日野町	21	363	415	171	413	94	201	88	1,766	18	50	14	15	29	16	8	158	2	174	190	57	156	35	60	35	709	1	139	211	99	228	43	133	45	899		
	江府町	5	2		3			6	16	2	0		0			0		2	3	2		2		0		7	0	0		1				6		7		
	満口町	23	13	7	6	11	150	48	26	284	3	5	3	4	2	38	9	69	4	2	3	2	2	58	18	4	93	16	6	1	0	7	54	21	17	122		
合計	595	636	731	344	564	437	411	131	3,849	65	101	75	36	41	70	32	15	435	87	268	335	120	233	170	136	46	1,395	443	267	321	188	290	197	243	70	2,019		

パトロール班 調査（応急危険度判定）派遣状況報告書
 平成12年10月15日(日) 9:00現在

市町村		調査班数、人員									
		7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	計
米子市	班数	5	5	8	0	2	2	4			26
	人員	10	10	16	0	4	4	8			52
境港市	班数	3	8	10	1	1	7	5			35
	人員	6	16	20	2	2	14	10			70
西伯町	班数	1		4	5	2	1				13
	人員	2		8	10	4	2				26
会見町	班数	1	1	2	1	1		1			7
	人員	2	2	4	2	2		2			14
岸本町	班数	1	1					1			3
	人員	2	2					2			6
日吉津村	班数	1									1
	人員	2									2
淀江町	班数	1	1					1			3
	人員	2	2					2			6
大山町	班数	1	1								2
	人員	2	2								4
名和町	班数	1									1
	人員	2									2
中山町	班数	1									1
	人員	2									2
日南町	班数	1	2								3
	人員	2	4								6
日野町	班数	1	9	16	6	19	5	7	3		66
	人員	2	18	32	12	38	10	14	6		132
江府町	班数	1	1					1			3
	人員	2	2					2			6
溝口町	班数	1	1	1	1	1	5	3	1		14
	人員	2	2	2	2	2	10	6	2		28
待機班	班数			1	1					1	3
	人員			2	2					2	6
合計	班数	20	30	42	15	26	20	23	4	1	181
	人員	40	60	84	30	52	40	46	8	2	362

資料提供	
12年10月14日17時	
担当課	土木部建築課
電話	7697

家屋判定結果に対する巡回相談について

下記により家屋判定結果に対する巡回相談を行うことといたしました。

1. 巡回開始日

(1班2名体制)

町名	開始日	班編成
西伯町	10月17日(火) 午前9:00～	1班
会見町	〃	〃
日野町	〃	6班
淀江町	〃	1班
日南町	〃	〃
大山町	10月21日(土) 午前9:00～	〃
江府町	10月22日(日) 午前9:00～	〃
日吉津村	10月24日(火) 午前9:00～	〃
岸本町	10月25日(水) 午前9:00～	〃

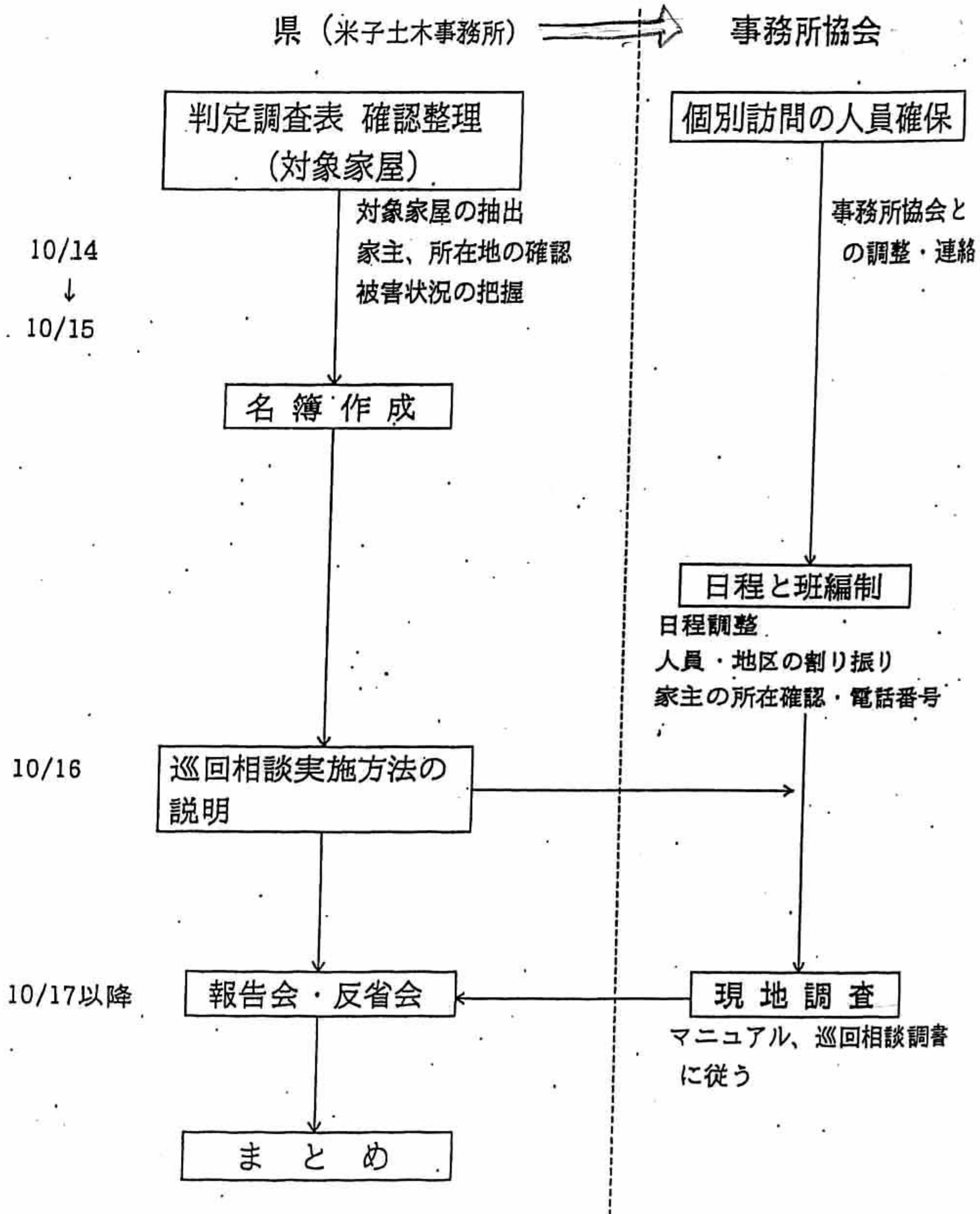
2. 相談者

(社) 鳥取県建築士事務所協会会員

3. 相談内容

- ① 判定結果の説明
- ② 改修工事等についての説明
建築士事務所や工務店等の紹介について

巡回相談のフロー（対象：赤紙・黄紙を貼った民家）



アドバイザー向け

家屋の応急危険度判定結果に対する巡回相談マニュアル

役場に集合し当日の行動計画などの打合わせ（役場職員、派遣県職員同席）
各班ごとに戸別訪問開始

1 再訪趣旨説明

赤紙、黄紙の意味、再訪の趣旨を説明する。

趣旨 赤紙・黄紙を貼られたことにより町民の不安、心配、とまどいが高まっているため、正確な情報提供、アドバイスを行い、それを解消するものである。

説明 赤紙の場合

「危険」と書かれた赤紙は、柱や壁が地震によって被害を受けて、余震がきた場合建物が倒壊するなどの二次災害を防止するためのものであり、地震が来なければ即危険というものではない。

（また補強で十分なものも多くあり、必ずしも解体、立て替えが必要な訳ではない。）

（ ）内は一般論であり、個別の住宅によって異なる。

黄紙の場合

「要注意」と書かれた黄色い紙は、軽微な被害である。（主に瓦等の落下物の危険による注意喚起である。）適切に補修をすれば、住宅の安全性に問題がない。

（ ）内は一般論であり、個別の住宅によって異なる。

2 リ災証明との違いについて

今回の訪問は赤紙、黄紙の説明であり、リ災証明のための被害調査ではない。赤紙・黄紙は、余震による二次災害の危険性をお知らせするものであり、リ災証明は被害の程度を判定するものである。

リ災証明は公営住宅の入居や公庫融資等に必要となるが（詳細は役場に問い合わせしてほしい。）赤紙・黄紙は他に使われることはない。

3 現場での対応

- 1 応急危険度判定調査表の内容を現地の建物で確認する。居住者がいれば、一緒に回って指さし説明する。
- 2 早急に改修すべき建物の部分をチェックし、(居住者に説明する。)
- 3 工務店等の紹介について希望があるか確認する。

金額についてたずねられた場合は、西伯、会見、日野町役場については相談窓口の建設会社の受付に相談するようすすめ、それ以外の町村には建設業協会の名簿を渡してそこに聞くように言う。

しかし幅を持った概算程度は示してもよい。

(例：瓦屋根の葺き替えは標準で 万円/坪程度)

改修資金等についてたずねられた場合は役場の相談窓口又は銀行に聞くように言う。

4 その他

赤紙等のあつかいについて

居住者に説明したら紙をはがす。後で居住者の判断で処分してもらう。

居住者が不在の場合ははがさない。

個別訪問終了後役場に集合(簡単な打ち合わせ) 役場職員、派遣員職員同席
米子土木事務所建築住宅課に集合し、県担当者にその日の結果報告を行う。

巡回相談調査

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 構造 1. W 判定結果 1. 赤
 2. S 2. 黄
 3. RC

アドバイザー氏名 一級建築士・応急危険度判定士 建築士

役場担当者 所属課 _____ 氏名 _____ 県派遣者 所属課 _____ 氏名 _____

【建築物概要】

1 建築物名称 3 建物用途 4 構造形式 5 階数 6 建物規模	2 建築物所在地 1. 戸建専用住宅 2. 長屋住宅 3. 共同住宅 4. 併用住宅 5. その他 () 1. 在来(軸組)構法 2. 枠組壁構法(ツーバイフォー) 3. プレファブ 4. その他 () 1. 平屋 2. 2階建 3. その他 () 1階寸法 約 _____ m × _____ m (約 _____ 間 × _____ 間)
---	---

【相談内容】

相談者氏名 _____

- 1 応急危険度判定の趣旨を説明
 - ① 応急危険度判定の趣旨について

1. よく理解された	2. ある程度理解された	3. 理解度不安	[_____]
------------	--------------	----------	-----------

- 2 応急危険度判定基準の説明
 - ① 応急危険度判定の内容について

1. よく理解された	2. ある程度理解された	3. 理解度不安	[_____]
------------	--------------	----------	-----------
 - ② 余震等による被害の拡大

1. ない	2. ある (内容: _____)
-------	-------------------

- 3 応急危険度判定と~~り~~災証明の違いを説明
 - ① ~~り~~災証明との違いについて

1. よく理解された	2. ある程度理解された	3. 理解度不安
------------	--------------	----------

- 4 改修工事の内容、相談窓口等を説明
 - ① 早急に改修すべき建物部分

1. 屋根	2. 外壁	3. 柱	4. 内装	5. 基礎	6. その他 (_____)
-------	-------	------	-------	-------	------------------
 - ② 工務店等の依頼について

1. 自己でできる	2. 紹介希望	・ 建築士 ・ 工務店等	3. 改修工事等を行わない
-----------	---------	-----------------	---------------
 - ③ 改修工事費等について

1. 自己資金	2. 融資希望	3. その他 (_____)
---------	---------	------------------

- 5 赤紙・黄紙の処理

1. はがした	2. はがさなかった。	3. その他 (_____)
---------	-------------	------------------

- 6 附属建物の状況 (アドバイス内容)

7 メモ _____

資料提供	
12年10月24日21時	
担当課	土木部建築課
電話	7697

被災家屋の巡回相談結果について

- ◆ 今回の鳥取県西部地震で建築物応急危険度判定により赤紙（危険）、黄紙（要注意）と判定された家屋について住民の不安解消のため、17日（火）より各戸訪問の巡回相談を実施し、判定結果の説明、修繕方法についての説明等を行ってきた。

本日の訪問により対象家屋を一巡したため、巡回相談を本日24日（火）で終了することとする。

明日25日（水）以降の個別の相談については、西伯町、会見町、日野町、溝口町の住宅相談窓口または米子土木事務所建築住宅課で対応する。

1 巡回相談者派遣状況

- ・ 相談者 （社）鳥取県建築士事務所協会会員
- ・ 延べ 約60班（120人）

2 主な相談結果

- ① 赤紙、黄紙が余震に備えての注意のお知らせであることについては、おおむね理解された。
- ② 早急に修繕すべき部分と方法についておおむね理解された。
- ③ 一部被災者から余震による被害の拡大について、安全確認等の相談を受けた。
- ④ 一部被災者から建替の必要性についての相談を受けた。
- ⑤ 一部被災者から工務店の紹介について相談を受けた。

巡回相談(応急危険度判定)派遣状況報告書(10月17日～)

町 村		班数、人員							計
		17日	18日	19日	20日	21日	23日	24日	
西伯町	班数	3							3
	人員	6							6
会見町	班数	3	2						5
	人員	6	4						10
日野町	班数	9	7	4	11	7	2	1	41
	人員	18	14	8	22	14	4	1	81
淀江町	班数	2	1						3
	人員	4	2						6
日南町	班数	1							1
	人員	2							2
大山町	班数			1					1
	人員			2					2
江府町	班数			1					1
	人員			2					2
日吉津村	班数			2					2
	人員			4					4
岸本町	班数			1					1
	人員			2					2
合 計	班数	18	10	9	11	7	2	1	58
	人員	36	20	18	22	14	4	1	115

巡回相談件数集計

		調査件数	備考
西伯町	赤	13	
	黄	54	
会見町	赤	16	
	黄	35	
日野町	赤	121	
	黄	420	
淀江町	赤	7	
	黄	20	
日南町	赤	4	
	黄	1	
大山町	赤	1	
	黄	8	
江府町	赤	1	
	黄	1	
日吉津村	赤	1	
	黄	24	
岸本町	赤	1	
	黄	12	赤 黄
計		740	165 + 575

鳥取県西部地震被災建築物応急危険度判定活動

アンケート調査票

1. 氏名等について

(ア)氏名		(イ)年齢	(ウ)性別	男・女
(エ)住所			(オ)勤務先	

2. 資格について(該当する項目に○をして下さい。)

(ア)判定士 (イ)建築士 1級・2級・木造 (ウ)その他

3. 判定活動動員連絡について((ア)~(エ)について記述してください。)

(ア)誰から (イ)いつ頃 (ウ)連絡方法は

(エ)依頼内容の理解は できた・おおむねできた・解らなかった

4. 参加の動機について(該当する項目に○をして下さい。)

(ア)自主的(自分の判断) (イ)上司の命令 (ウ)その他

5. 判定制度について(該当する項目に○印をして下さい。)

(ア)制度は理解していた。 (イ)おおむね理解していた。

(ウ)理解していなかった。

6. 判定活動の実態について((ア)~(カ)について記述して下さい。)

(ア)活動の地域は

月・日	/	/	/	/
場 所				
誰 と				

(イ)市町村との打合わせは 有り・無し (ウ)行政側の随行 有り・無し
(エ)移動方法は 自家用車・公用車・その他
(オ)業務の厳しさ 厳しい・普通・易しい

7. 判定基準について(該当する項目に○印をして下さい。)

(ア)基準は適当か 適当・不適当(項目及び理由)

(イ)判定は (難しい・やや難しい・簡単)

(ウ)判定ステッカーは 適当・不適当(その理由)

8. 住民の反応について(該当する項目に○印をして下さい。)

(ア)喜んで もらえた・もらえなかった

(イ)危険度判定を理解して もらえた・もらえなかった

(ウ)誤解は なかった・あった(具体的に)

(エ)困ったことは なかった・あった(具体的に)

9. 身分・位置づけ・費用負担等について意見を記して下さい。

10. トラブル・逸話等について記して下さい。

11. その他反省点・要望・改善意見等記して下さい。

***ご協力有難うございました。

平成13年3月28日

鳥取県西部地震被災建築物応急危険度判定活動
アンケート調査（取纏め）

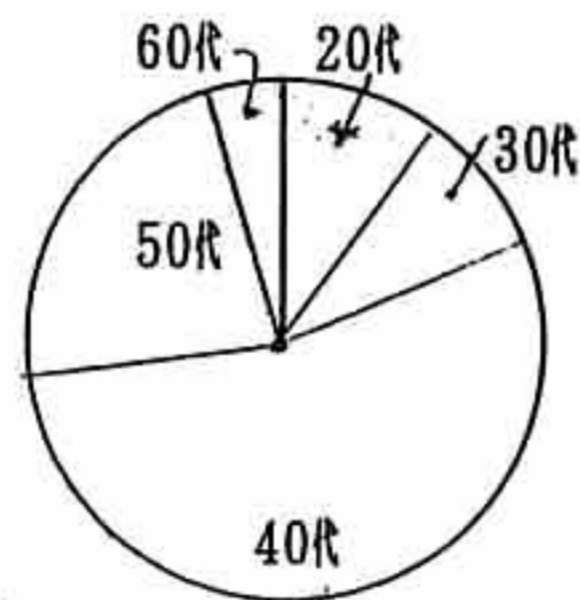
参加者の内容

参加地区	人数	男子	女子	年 齢						施 工 業 者	設 計 事 務 所	そ の 他	備 考	
				20才代	30才代	40才代	50才代	60才代	70 以上					
計	177	174	3	17	15	96	40	9	0	106	70	1		
東部	鳥取市	38	37	1	5	1	20	9	3	0	17	21	0	
	八頭郡	7	7	0	1	1	2	2	1	0	3	3	0	
	岩美郡	5	5	0	0	0	4	1	0	0	5	0	0	
	気高郡	3	3	0	0	1	0	2	0	0	0	3	1	
中部	倉吉市	50	49	1	2	1	40	4	3	0	34	16	0	
	東伯郡	28	27	1	2	4	11	11	0	0	18	10	0	
西部	米子市	33	33	0	4	5	13	10	1	0	22	11	0	
	日野郡	3	3	0	1	0	1	0	1	0	2	1	0	
	西伯郡	8	7	1	2	1	4	1	0	0	3	5	0	
	県外(安来)	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	

円グラフについて

年代別活動割合グラフ

東・中・西部
活動割合グラフ



職 種 別
活動割合グラフ



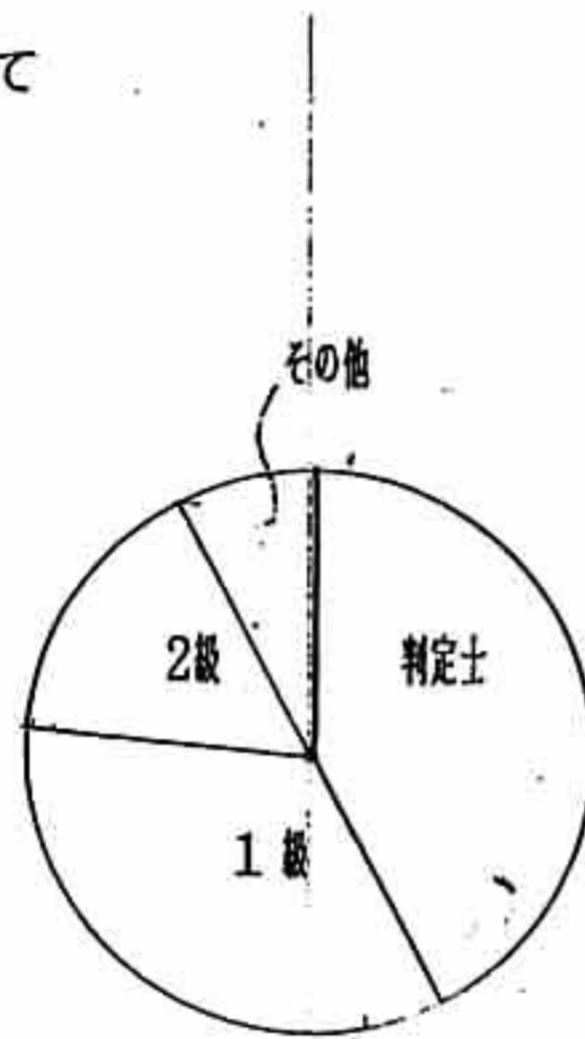
41

資格について

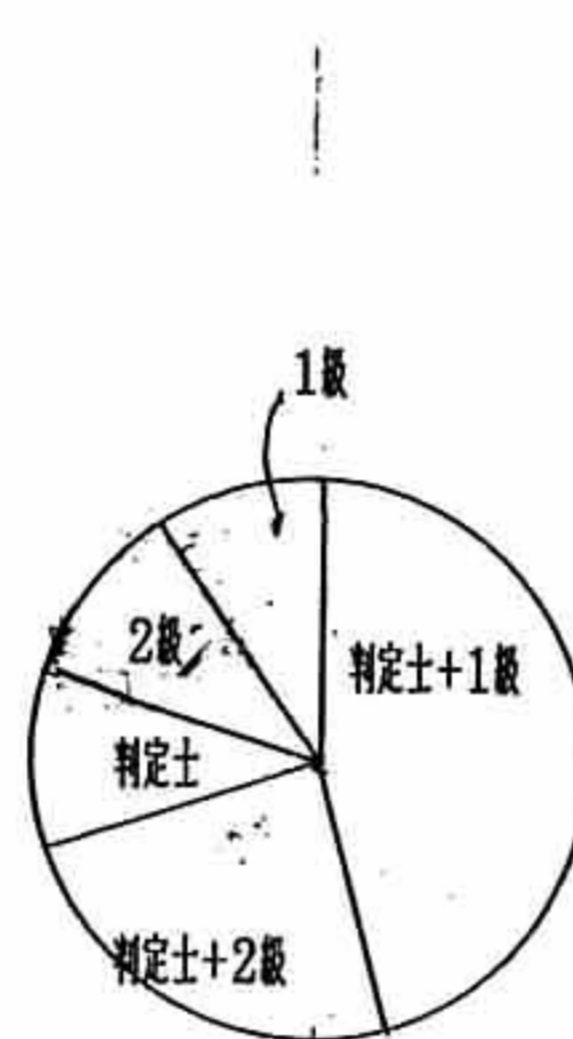
		参加資格者表			
		東部	中部	西部	合計
判定士		28	26	25	79
建築士	1級	10	20	34	64
	2級	5	12	12	29
	木造	0	0	0	0
その他		5	3	7	15
計		48	61	78	187

複合参加資格者				
資格士	東部	中部	西部	計
判定士+1級建築士	17	20	21	58
判定士+2級建築士	6	9	9	24
判定士+木造建築士	0	0	0	0
判定士	8	1	1	10
2級建築士	5	3	2	10
1級建築士	10	3	11	24
木造建築士	0	0	0	0
計	46	36	44	126

円グラフについて



参加資格者別グラフ



複合参加資格者別グラフ

活動地域について（集計表） （アンケート回答のみ）

地 域	回 答 員 数				打合		行政随行		移動方法		業 務 の 厳 し さ				備 考
	東 部	中 部	西 部	合 計	有 り	無 し	有 り	無 し	自 家	公 用	そ 他	厳 い	普 通	易 い	
東 部					52	26	46	22	50	14	10	16	49	5	
中 部					34	10	23	17	13	21	5	4	31	0	
西 部					34	12	22	26	39	10	1	10	33	2	
合 計	76	139	151	351	116	48	86	63	104	41	16	28	110	7	

地 域	回 答 員 数				打合		行政随行		移動方法		業 務 の 厳 し さ				備 考
	東 部	中 部	西 部	合 計	有 り	無 し	有 り	無 し	自 家	公 用	そ 他	厳 い	普 通	易 い	
米子土木	5	18					1	1		1					
米子市	22	27	11		29	8	19	18	28	9	2	11	25	3	
境港市	4	39	8		17	5	18	3	5	12	2	1	15	0	
日吉津村	1	0	2		1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	
西伯町	6	10	13		8	1	8	1	8	3	1	0	8	1	
溝口町	10	2	10		13	1	12	0	7	6	4	2	12	3	
日野町	18	45	49		27	23	13	26	30	13	5	12	30	2	
日南町	5	0	1		2	1	0	3	1	0	0	0	0	0	
会見町	4	1	2		5	0	5	0	5	0	0	2	3	0	
岸本町	3	0	1		2	2	2	3	1	0	0	0	1	0	
根雨町	1	7	6		2	1	2	0	3	0	0	0	3	0	
江府町	0	2	6		4	1	0	3	4	0	0	1	3	0	
黒坂町	5	2	9		5	5	4	2	6	0	0	0	1	0	
淀江町	1	0	3		2	0	1	1	2	0	0	0	1	0	
中山町	0	0	8		2	0	1	2	2	0	0	1	1	0	
大山町	0	0	4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
罹災証明	1	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	76	139	151	351	116	48	86	63	104	41	16	28	110	7	

判定基準について

	基 準 に つ い て			判 定 に つ い て			判 定 ス テ ッ カ ー		
	適 当	不 適 当	理 由	難 しい	や や 難 しい	簡 単	適 当	不 適 当	理 由
東 部	39	11		13	34	3	38	12	
中 部	28	8		27	5	4	23	8	
西 部	34	6		7	29	5	31	11	
合 計	101	25		47	68	12	92	31	

活動員の連絡方法

		東 部				中 部		西 部				計	
		鳥取市	岩美郡	八頭郡	気高郡	倉吉市	東伯郡	米子市	境港市	日野郡	西伯郡	県外(安)	計
依行政側		20	1	0	0	5	1	13	1	0	1	1	43
頼建築士支部長		16	2	1	1	10	4	9	0	0	1	0	44
	事務所協会	9	0	0	0	1	2	1	0	0	3	0	16
方自分の意思		0	0	0	0	1	2	1	0	0	3	0	9
法上司の命令		12	2	3	1	6	6	9	2	1	2	0	44
	その他	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
連当日		9	0	0	0	9	2	9	1	0	3	0	33
	翌日	17	0	0	0	20	5	3	0	0	1	0	46
絡5日以内		6	4	22	3	20	16	15	2	0	2	0	90
	7日以内	4	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	7
時10日以内		0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	3
	15日以内	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
期16日以降		28	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	29
連電話		13	3	2	3	14	10	27	2	1	7	1	73
絡FAX		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
方口頭		9	2	3	0	3	3	3	1	0	1	0	25
法													
依理解出来た		26	2	0	0	15	5	22	3	0	6	1	50
頼内容のおおむね出来た		11	1	5	2	5	6	10	0	1	2	0	41
の理解出来ない		2	2	0	1	2	1	0	0	0	0	0	8
参加の	自分の意思	19	1	0	1	11	3	21	2	0	5	1	64
	上司の命令	12	3	2	0	6	7	10	1	1	1	0	43
	その他	4	1	3	2	5	0	1	0	0	2	0	15
動理解出来た		9	1	0	0	12	3	10	3	0	5	1	44
機解おおむね出来た		29	3	2	2	8	7	19	0	0	2	0	72
度理解出来ない		2	1	3	1	1	2	3	0	1	1	0	15

活動地域（出動人員）10月7日～15日（総括表）

	活動場所																		備考
	計	米子	境港	日野	中山	溝口	西伯	会見	岸本	日吉津	淀江	大山	江府	日南	名和	黒坂	電話		
東部	124	43	15	43	1	13	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部	107	11	33	34	1	6	10	6	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	
西部	151	21	11	58	0	18	12	5	2	2	6	4	4	4	2	0	0	0	
県外	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	384	75	60	136	2	37	28	14	2	2	10	4	4	4	2	2	2	2	

	活動日	活動場所																		備考
	10/7	計	米子	境港	日野	中山	溝口	西伯	会見	岸本	日吉津	淀江	大山	江府	日南	名和	黒坂	電話		
東部		4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部		11	7	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西部		25	1	3	2	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	
県外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		40	9	6	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	

	活動日	活動場所																		備考
	10/8	計	米子	境港	日野	中山	溝口	西伯	会見	岸本	日吉津	淀江	大山	江府	日南	名和	黒坂	電話		
東部		11	7	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部		25	4	10	2	0	0	0	3	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	
西部		26	2	1	15	0	2	0	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	
県外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		62	13	13	19	0	2	0	3	0	0	2	2	4	2	0	0	0	2	

	活動日	活動場所																		備考
	10/9	計	米子	境港	日野	中山	溝口	西伯	会見	岸本	日吉津	淀江	大山	江府	日南	名和	黒坂	電話		
東部		37	17	8	11	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	日野女1
中部		20	0	1	11	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	黒坂女1
西部		8	0	0	1	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
県外		2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		67	17	10	24	0	2	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	

	活動日	活動場所																		備考
	10/10	計	米子	境港	日野	中山	溝口	西伯	会見	岸本	日吉津	淀江	大山	江府	日南	名和	黒坂	電話		
東部		20	6	0	12	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中部		16	0	2	7	0	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西部		9	2	0	0	0	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		45	8	2	19	0	3	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

円グラフ

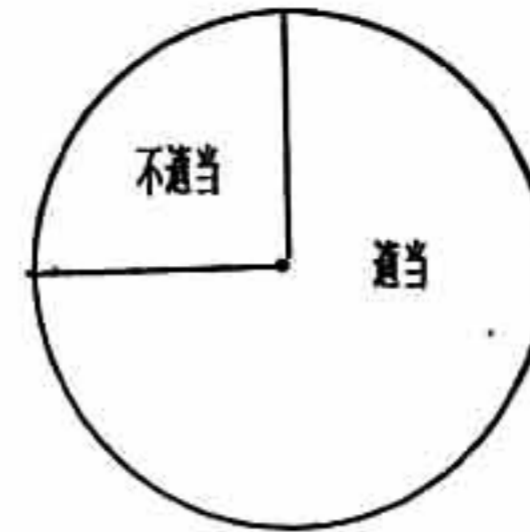
判定基準について



判定似について



判定ステッカー



判定基準について不適當の理由

同意見

- | | |
|--|---|
| 1. 屋根瓦の判定はブルーシートを張った後は診断出来ない。 | |
| 2. 柱や建物の傾きだけでの判断は無理がある。
(沈下等についての検討が必要と思われる。) | 2 |
| 3. 共通のマニュアルで皆が同じ見解を持つ事が必要 | 2 |
| 4. 今回のマニュアルは適していない基準である。(分かりにくいので具体例が欲しい。) | 2 |
| ア、ブロック塀の危険箇所が多い。 | |
| イ、マニュアルどおりにはいかない | 3 |
| 5. 判定基準について総合的な見方が必要 | 3 |
| ア、入居者の気持と判定の内容が異なる場合を心配した。 | |
| イ、住民が誤解されやすく住民に不安を与える | |
| ウ、独居老人や寝たきりの家には赤紙は貼れない。 | |
| 6. 住民が判定の意味を理解していない | |
| 7. 危険の基準が暖い。 | |
| 8. ランクが極端に変わり過ぎる。 | |

判定について難しい理由

- | | |
|--|---|
| 1. 建物の古い傷と新しい傷の区別が難しい。 | |
| 2. マニュアルのとおり診断するには時間が無い。(又マニュアルどおりすると無理がある。) | 2 |
| 3. 住民が生活しながらの判断は判定に戸惑いを感じた。 | |
| 4. ステッカー判定の判断が難しい。 | 2 |

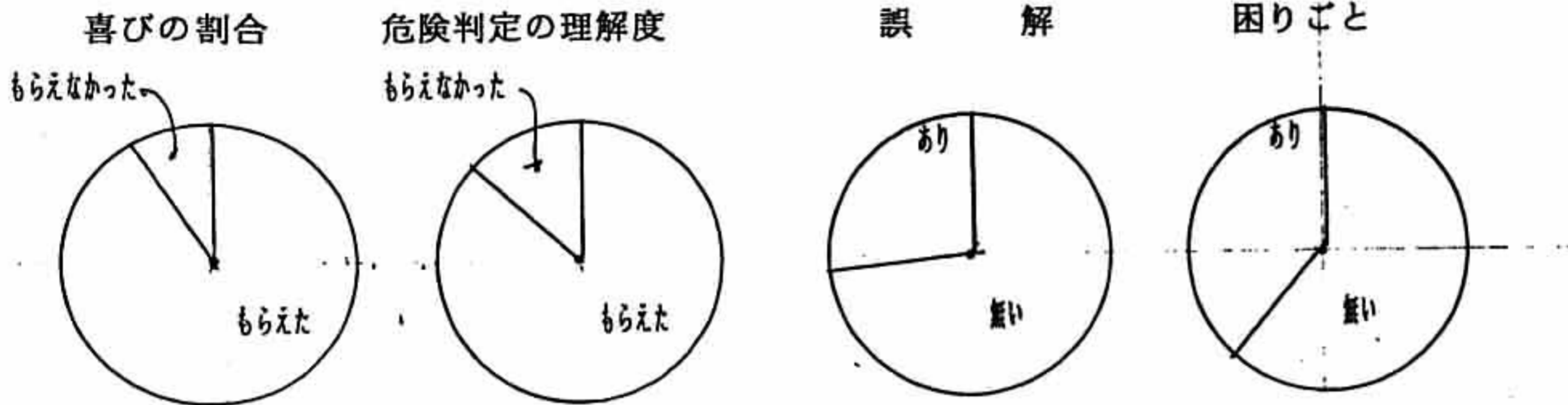
判定ステッカーの不適當の理由

1. 被災の範囲が広すぎる (判定が難しい) (判定にバラツキがある。)
2. ステッカーを貼って意味があるか疑問
3. 家主がステッカーの理解していないので妥当性に欠ける。(説明にも時間がかかる)
4. 建築物と敷地・2次災害等も考慮すべき。
5. 緑のステッカーは不要と思う

住民の反応について。

		地区	計	もらえた	もらえな かった	無い	有り	もらえな かった内容	有りの場合 の 内 容
ア、喜んで		東部	50	49	1				
		中部	39	31	8				
		西部	43	40	3				
		計	132	120	12				
イ、危険判定を 理解して		東部	50	47	3				
		中部	34	26	8				
		西部	44	38	6				
		計	128	111	17				
ウ、誤解は		東部	51			39	12		
		中部	34			19	15		
		西部	44			37	7		
		計	129			95	34		
エ、困ったこと		東部	50			24	26		
		中部	37			20	17		
		西部	42			35	7		
		計	129			79	50		

住民反応円グラフについて



誤解のあった場合の内容

1. 修繕工事をしてくれる人に思われた。 3
2. 威圧的で調査してもらおうのが不満の人もいた。
3. 危険判定と被災証明者と相違を理解しない人がいた。(保証制度と関連していると
思はれた) 又保険の内容に使えないかときかれた。 3
4. 住民が危険判定の必要性の理解度が欠けていた。 2
5. 荷物の移動のボランティアに間違われた
6. ステッカーの(赤・黄・緑)を貼る判断の理解ができていない。 2
7. 修繕工事に行政が負担してくれると思っていた人が多くあった。(入居出来ないと困る)
8. 赤紙は保証してくれると判断している人が多くあった。
9. セールスと思われた (ボランティアのことを住民に伝えて欲しい。)
10. 工事契約よるトラブルの相談(職務権について心配)

困ったことのある場合の内容

1. 落下瓦の廃棄業者の紹介依頼
2. 地理の不案内 4
3. 判定基準の理解の不安（赤・黄・緑の選択の仕方） 4
4. 訪問先の留守が多くあった（特に危険判定の必要な家の人）
5. 修繕工事を行ってくれる人に思われた。（修繕見積依頼があった）
6. 休憩や昼食するための食堂の無いのに苦労した。 3
7. 調査範囲が広すぎて十分な調査ができなかった。（時間が少ない。）
住民の人達に説明して理解して頂く時間がかかり十分な調査が出来なかった。
9. 判定する時2人の意見に相違があった。
10. 住民からステッカーを取ってほしいと要望された
（半壊を全壊にしてくれと頼まれた。）
12. 調査する様指示された場所に行ったが前人者が調査していて何を調査するか
理解出来なかった
13. 道路や崖崩れの対応や相談が多かった 2
14. セールスと思われた
15. 建物の被災者が住むのに不安の為か質問が多くその回答に言葉を選ぶのを苦労した。
16. 判定についての不服の申し出があった。
17. 身の上相談並びに保険金の相談を受けた。
18. 瓦の落下の危険があるのは赤紙都は知らなかった

身分・位置づけ・費用負担についての意見

	問 題		
	有り	無し	合計
身 分	16	44	60

費用負担

1. 会社員の場合は会社負担してほしい。（交通費用・油・弁当・宿泊） 6
2. 各町村で弁当の提供の差があった。（統一して欲しい。） 5
3. 判定士の理解がいろいろ有り説明が必要（住民に告知する。） 5
4. ボランティアだから無償でよい
5. 判定士の活動時の保険が必要 8
6. 建築連合会がシステムづくりをして欲しい。
7. 移動は公用車にして欲しい。
8. 行政側は手当てがつくと聞いたが我々も同じ様にして欲しい。

トラブル・逸話等について

1. 老人・一人暮らしの世帯を早く見るべき（同時に修繕の方策を行政か考えて欲しい。）
2. RC造りの病院で黄色と判定したら患者をそのまま入院していても良いと判断された。
3. 木造住宅で赤色と判断したら知事命令で入ってはいけないと判断された。
4. 修繕費を業者から高くとられた。
5. 判定に住民は助成金との関連を考えている人が多い。
6. 保険との関連があるので見て欲しくないと言われた。（民間保険会社との関連のある建物）
ア、ステッカーが損害保証との関連があると誤解していて説明に困った。
（災害復旧費の補助がでるとの噂がたっていたので）
イ、ステッカーを貼ったら寄付金がいただけるかと聞かれた。
9. 被災者は神経質になっていて建物全体を見て欲しい。
7. 液状化地盤の建物被災判断が難しい。
8. 前任者の説明が理解できないと苦情をいただいた。
9. 復旧工事の相談が多い。（修繕工事の施工社の紹介して欲しいとの相談が多い。自分の会社が対応したがただにされた。（又修繕費を業者から高くとられた。と苦情があった）
10. 被災者に安心感を与える様応急方法を指導することが必要、
12. 指示された調査以外から調査を要求されたが忙しいので断りしたら対応が悪いと言われた。
13. 判定士の人でないといけないではないか（苦情を聞いた、）
14. 建物の壊れたのを施工業者の責任にするような判定と住民に説明する傾向があるのでつつしむべきである。
15. 土地感が無い為現場までの時間がかかり調査の時間が少なくなった。（地元の人とペアーに）
16. 工事中の判定の依頼があったが工務店に相談してもらおう様言った。
17. 米子土木の担当者より昼食を黒坂役場にもらいに行く様指示されだ日野郡の山奥から時間がかかるため弁当持参する事も大切である。（食堂がない為）
18. 調査に時間がかかるので多くの調査員が必要
19. 腕章を携帯していればフリーパスとなるためトラブル発生を防ぐのに写真いりの証明書を
持参していて自分の立場を理解さず為証明書を提示することが必要。
20. 早く見に来て欲しいと被災者から依頼されたが手が回らず困った。
21. 自転車で回ったが小回りができて大変良かった
22. 被災者老人は家の愛着も有り避難場所の生活に馴染めないと家を離れることを拒むので役場の人が困っていた。
23. セールスの人と誤解された。

その他の反省点・要望・改善等の意見

1. 設計・施工を正確する必要性を再認識した。
2. 建築に関係する職種（大工・左官・設備）の人がペアーになって調査隊を結成すべき。
3. 応急判定は素早くしなければ意味がない（震度の発表があった時点で出動とすべき）
4. 行政職員の随行なしでも該当地域を区分してローラー作戦で調査する。（事前の準備が必要）
5. 赤紙の判定建物のその後の状況報告が欲しい。
6. 判定の統一性を確保する為、講習会をやるべき。（一般の人にも理解して頂く為広報をやるべき
7. ステッカーはシール式がよい
8. 地図等の資料はクリアホルダー入りが良い。
9. 行政側の随行が必要（判定後の行政側の処置されることを期待される）
10. 建築士や判定士を沢山増やすべき。
11. 司令官を総括者として部下に指令並びに伝達が容易になるよう考えるべき。
13. 外観のみの調査判断では不十分と思はれる。
14. 判定内容を被災者に周知徹底することが必要。
15. 世間話などをしながら専門的な意見を申し添えることも必要。
16. 基準判断を明確化してほしい。（棟・構造体の区別表示・半壊・全壊）を%で表示すれば）
17. 留守の建物調査を考えるべき
18. 判定時間を指定されていた場合ダブリがあり困った
19. 判定器具がもっと簡単なものが欲しい。
20. 行政側の職員は多忙なので我々ボランティアが協力を惜しまずやるべき
21. 瓦の落下と塀や石垣の判定も行うべき
22. 自分が希望した場所を調査したい。
23. 市町村の受入れ体制に差があり少々不安
24. 瓦の落下を見過ごし他の建物の調査するのが不安（指示は瓦の落下は見ないと聞いた。）
25. 簡単な作業で修理できる場合はその場で対応すべき
26. 隣家との関連で判定が難しい。
27. 実施訓練をして欲しい。
28. 昼食の確保（指令する事務局で行うべき） 3
29. 要請した人員が少ないので出来る限り多くの人に要請してほしい。
30. 地元の判定士は非常事態の場合判定活動が出来ないと思う（自分の周辺から要望が多い）
31. 1日で判定する件数が多すぎる
32. 市街地域に独居老人世帯が多く、寝たきりの生活者で崩壊寸前の家に住み自ら地震の被害状況を行政に伝える事ができ無い人達である。そのためこの様な状況の地域には福祉担当者にも同行して頂き素早く対応できるよう配慮して欲しい。
33. 判定に差があるのでできれば同一人が同じ場所にいく事を望む。
34. 判定のミーティングができればしてほしい。（但し講習をしているので無理か）
35. 人員の動員体制は全体を把握し、指示、調整ができる組織作りが必要である。
指令塔から関連部所との連絡網の確率（連絡のありかたの検討・夜遅い場合の連絡） 3

36. 判定実施後内容説明で再度出向いたのはあまり受けが良くなかった。
37. 非常事態の場合の活動依頼がスピードアップできないか。 2
38. 判定中の事故の保険を必要と思う。（現場通勤の交通事故等）
39. 判定士の組織を明確にすること。
40. 3人グループでは少ない
41. 1泊2日の調査がよい（往復時間の節約となれた仕事が効率がよい。）
42. 軽微な修繕方法は指示して上げると住民の方は安心である。
43. 現場の対応が不徹底な所があり効率の検討が必要
44. 調査のための必要とする道具や資料が揃っているか否か事前に連絡が欲しい。 2
45. 後で住民がステッカーの記述通り理解して頂いたのかを知りたい。
46. ステッカーは不要（この行為以外にまわる所がたくさん有るから）
47. 突発事態は行政側の行事（入札・設計・工期等）の延長や延期を考えて欲しい。
（これらの対応で各業者が安心して出動できると思う。）
48. 各社に判定士を割当て緊急時に出動する体制作りしてはどうか。（同人数とする。）
49. 行政側の随行の有った所は良かったのでできる限り行政側の随行が必要
50. 他県からも依頼し1週間以内で対応の判定調査処理を終了したい。
51. 国民として、自活能力と生活地盤の自治能力の高い社会を構築し安全で安心な生活を保つことが出来るようなボランティア構成に取り組むべき
52. 判定作業の連絡は会社の上司にすべき。
53. 事前にシュミレーションすべき（県内・県外・中国5県・その他）を想定したもの
54. 一般の住民に判定調査の説明を希望する。
55. 罹災者に対する思いやりが欠けている。（説明不足）
56. 集合時間は早いが出動時間が長い。
57. 若い人の参加を多くしたい。
58. 罹災証明に関連し被災業務に水平の判定を採用すべき。
59. 学識経験者・資格者・知識の豊富な人が調査員として登録すべき

罹災証明の場合の意見

1. 日野町の現場でまとめ行政の担当者と協議報告した後米子土木へ帰り同じ報告書の説明でずいぶん時間がかかった
2. 西伯町の現場は役場の担当者に報告したら担当者が米子土木へ連絡して頂いたので時間がかからなかった。